

文化審議会著作権分科会「国際小委員会」(第1回)について

1. 開催日時等

日時：平成14年7月2日(火) 10:30~13:00
場所：三田共用会議所第2特別会議室

2. 主な意見の概要

【海賊版対策関係】

- 実際に販売されているもの(レコード等)の海賊版とそうでないもの(放送等)の海賊版では損害額の算定における困難性等が異なるため、それぞれの特性に留意した対策が必要。
- 対象国を特定するなど重点的に海賊版対策を進めることが効果的ではないか。
- TRIPSレビューの効果的な活用や「不公正貿易白書」等を踏まえた対応も検討すべき。

【条約関係】

- 「視聴覚的実演の保護に関する条約」の議論を活性化するために「視聴覚的実演の保護に関する条約」と「放送機関に関する条約」についての外交会議を同時に開催するという時間的な目標を設定すべき。
- 国内法の改正に関する議論は法制問題小委員会等で議論するとして、「放送条約」の早期策定に向けて日本がとるべき戦略について検討を行うべき。

【国際裁判管轄、準拠法関係】

- 国際裁判管轄については、ヘーグ国際私法会議での検討と並行して早急に議論を進めるべき。
- 海賊版対策や国際条約を検討するに当たっても、国際私法の視点が重要。
- 著作物保護の実効性という意味では、各国国内法の保護水準を上げることが必要であり、国際私法だけで全てが解決するわけではない。

審 議 事 項 例

- アジア地域との連携の強化及び海賊版対策の在り方
 - 海賊版対策における官民連携
 - 効果的な二国間・多国間交渉の在り方

- 国際的ルール作りへの参画の在り方
 - 視聴覚的実演に関する条約（仮称）
 - 放送機関に関する条約（仮称）

- その他国際的に論点となり得る事項
 - インターネット時代に対応した国際裁判管轄
 - インターネット時代に対応した準拠法
 - フォークロアの表現の保護

著作権に関する主な国際的動向

1. 海賊版対策

ゲームソフト、アニメ、音楽等我が国著作物が中国をはじめとしてアジア地域で大量に流通している実態を踏まえ、それらの海賊版を防止するための対策を適切に講ずるために、政府では知的財産戦略会議などの様々な場において、海賊版対策の検討が行われている。文化庁の海賊版対策連絡協議会の報告において、官民の連携協力体制の確立が提言されており、現在、「コンテンツ海外流通促進機構」（仮称）の設立の整備が進められている。

2. 放送機関の保護

現在、WIPO著作権等常設委員会（SCCR）において検討中。我が国からは、昨年5月の第5回SCCRにおいて条約形式の提案を行ったところであるが、米国からの提案が提出されていないこと等から条約草案策定には至っていない。

<主要な論点>

- ・ インターネット放送の取扱
- ・ 放送前信号の取扱
- ・ 暗号解除権 等

3. 視聴覚的実演の保護

2000年12月の外交会議で全20条の実質規定のうち19条について暫定合意された。合意に至らなかった実演家の権利の行使方法について関係各国で調整が進められることとなっており、本年9月末に開催予定のWIPO一般総会において協議の進捗状況が報告される予定である。

4. 著作権に関する世界知的所有権機関条約

1996年の外交会議で採択され、現在35カ国が締結済みであり、本年3月6日に発効した。我が国は2000年12月に本条約を締結していることから、本条約は同日付で我が国に対し効力を有することとなった。

5. 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約

1996年の外交会議で採択され、現在34カ国が締結済みであり、本年5月20日に発効した。我が国は、今通常国会において締結の承認を得ており、7月上旬の閣議で加入書の寄託、留保宣言を決定する予定である。なお、条約が我が国に対して効力を有するのは10月上旬の予定である。

6. ヘーグ国際私法会議

本年5月にヘーグ国際私法会議第一委員会が開催され、「民事及び商事における国際裁判管轄及び外国判決の効果に関する条約」に関する今後の作業の進め方について審議されたが、包括的な条約策定を求める日・EU・豪等と、対象事項を限定した小さな条約策定を求める米との間で合意が得られず、本年秋以降、再度ドラフティング作業を行うことになった。また、可能な場合には来年後半に外交会議を開催することとされた。

7. 日米規制改革・競争政策イニシアティブ

2001年7月に日米両首脳の間で合意された「成長のための日米経済パートナーシップ」に基づき設置された「規制改革・競争政策イニシアティブ」においては、両国政府がそれぞれ要望書を提出し傘下の作業部会において具体的な議論が行われることとなっている。著作権権関連事項についても、両国が昨年10月に交換した要望書に基づき議論が行われてきたが、これらを踏まえた報告書が6月25日にとりまとめられ、両国首脳に報告された。

< 要望書における指摘事項 >

米側指摘事項

- ・ 「一時的複製」の適切な保護

日本側指摘事項

- ・ 利用可能化権の明確化
- ・ 実演の保護対象の拡大
- ・ 人格権に関する保護対象の拡大
- ・ 放送機関の権利の明確化
- ・ 固定されていない著作物の保護 等

8. フォークロアの表現の保護

現在、WIPOにおける遺伝資源、伝統的知識、フォークロアに関する政府間委員会において検討中。昨年、フォークロアの保護についての各国の現状を確認するための質問表による調査が事務局により行われたところであり、本年6月に開催された第3回政府間委員会においてはそれを取りまとめた報告書が作成され、それに基づく今後の作業として、①既存制度によるフォークロアの表現の法的保護についての（事務局による）技術的支援、②1982年に策定されたモデル条項の更新、③域外における保護（条約策定についての検討）、④ケーススタディの4つが提案されたが、先進国の反対により①、④のみが採択された。

海賊版対策について

【政府】

○知的財産戦略会議

我が国産業の国際競争力の強化、経済の活性化の観点から知的財産の重要性が高まっていることを踏まえ、我が国としての知的財産戦略を早急に樹立し、その推進を図るため、本年2月25日に設置。内閣総理大臣が開催し、文部科学大臣を含む関係閣僚9名及び有識者11名により構成され、海外における模倣品・海賊版対策などの知的財産政策の基本的方向を検討。7月上旬を目途に「知的財産戦略大綱」を決定する予定。

○海賊版対策連絡協議会（文化庁）

今年2月に、海外における海賊版を迅速かつ効果的に防止するため、著作権侵害の実態や侵害国・地域の制度上、運用上の問題点等について、文化庁と著作権関係団体間での情報交換を行うとともに、必要な海賊版対策の検討を目的とする官民協議の場として発足。5月9日に、報告書「アジア地域における海賊版に対する官民の取り組みの強化について」を発表。

○コンテンツ流通促進検討会（経済産業省）

昨年7月に、海外における海賊版防止対策やコンテンツに関する権利処理・契約慣行の見直し等を通じてコンテンツの円滑な流通の促進を図るため、経済産業省メディア・コンテンツ課長の私的懇談会として設置。昨年12月に「海賊版取締スキームの整備について（特別提言）」を取りまとめ、本年7月に最終報告書を取りまとめる予定。

○産業競争力と知的財産を考える研究会（経済産業省・特許庁）

昨年10月に、我が国知的財産制度に関し、我が国企業による戦略的な活用を図る観点から、経済産業省経済産業政策局長及び特許庁長官の私的懇談会として設置。昨年12月に中間論点整理及び「模倣品等知的財産侵害品に対する対策の強化について（特別提言）」を公表し、本年6月5日に最終報告書を取りまとめた。

○自民党・知的財産関連合同会議

自民党の経済産業部会「知的財産政策小委員会」、司法制度調査会「知的財産権の法的保護・特許裁判のあり方に関する小委員会」、「知的財産制度に関する議員連盟」の合同会議（甘利明小委員長）として、昨年8月から知的財産に関する国家戦略のあり方について検討。昨年12月にそれまでの検討経過を「中間報告」として取りまとめ、さらに引き続き検討を行い、本年5月16日に最終報告を取りまとめた。

【民間】

○「国際知的財産保護フォーラム」

アジア地域を中心に我が国企業製品の模倣品等が氾濫し、業種や被害の状況が多岐にわたり、我が国企業の活動に深刻な影響を及ぼしていることから、個々の企業・団体の取り組みを越えた、官民一体となった模倣品等への対策を強化するため、135企業・団体が参加して本年4月16日に発足。

○「コンテンツ海外流通促進機構」(仮称)

海賊版への対応として、事業者が自らアジア諸国において積極的に権利行使を行っていくため、業界団体、企業等を構成員とする民間組織として、本年4月15日に文化庁と経済産業省の呼び掛けを受けて設立されるもの。

同機構は随時参加することが可能であり、初期段階においては、文化庁と経済産業省は関係省庁の協力を得て、機構の具体的な運営を支援する。その活動としては、権利者や企業が共同して、会員相互の海賊版等に関する情報交換等を行うほか、海外における侵害実態の監視や訴訟の提起等を行うことなどが考えられており、設立総会の開催に向けて現在準備中。

(なお、同機構は「国際知的財産保護フォーラム」に参加を予定。)

「コンテンツ海外流通促進機構」(仮称)の設立について

文化庁長官官房国際課

去る4月15日に文化庁と経済産業省は共同して「コンテンツ海外流通促進機構」(仮称)の設立を関係事業者等に対して呼びかけた。

「コンテンツ海外流通促進機構」(仮称)の概要

(1) 組織

当機構は、音楽、映像、アニメ等のコンテンツ製作者、業界団体及び著作権関係団体を構成員とする民間の組織とする。初期段階においては、文化庁及び経済産業省は、関係省庁の協力を得て、当機構の具体的な運営を支援する。(なお、当機構は4月16日に発足した知的財産全体の保護を推進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加する予定。)

(2) 活動の概要

- メーリングリストによる関連情報の共有
- 海賊版等権利侵害商品の生産、流通に関して各構成員が知りえた具体的情報の集約
- 海外における海賊版等権利侵害情報の監視 等

(参考)「コンテンツ海外流通促進機構」(仮称)の背景と目的

近年、アジア地域においては、ゲームソフト、アニメ、音楽等コンテンツ、著作物に対する興味・関心が高まる一方、それらの海賊版が多数流通している状況にある。このような海賊版の流通は、我が国も含めたコンテンツ産業の発展と著作者の文化的な創作活動を阻害するものである。

当該問題を適切に解決していくためには我が国コンテンツ産業関連事業者等が自ら積極的に海外展開を図るとともに、当該事業者及び権利者自らがアジア諸国において積極的に権利行使を行っていくことが重要であり、政府はその取り組みを側面的に支援していく必要がある。

このため、政府は関係事業者等に対して、このような取り組みを円滑に進めるための連絡調整の場としてコンテンツ海外流通促進機構の設立を呼びかけるものである。

WIPO放送機関に関する条約（仮称）について

1. 経緯

- (1) WIPO（世界知的所有権機関）では、1998年11月以降著作権等常設委員会において、各国の提案を踏まえながらインターネット時代に対応した放送機関の権利の保護に関する新たなルール作りの検討が行われているところである。
- (2) 昨年5月に開催された第5回WIPO著作権等常設委員会においては日本提案が、また、昨年11月の第6回著作権等常設委員会においてはEU提案がそれぞれ提出された。
- (3) 引き続き米国等各国政府から提案の提出を推奨し、継続的に検討していくこととされ、議論のベースとなるべき条約草案策定には至っていない。

2. これまでの主要論点

- ・「放送」の範囲・定義（「有線放送」等の送信形態を条約の対象とするか。）
 - ・公衆に放送される前の信号の取扱い（カメラ・マイクから一旦放送局へ送信される信号等を保護の対象とするか。）
 - ・暗号解除行為の取扱い（スクランブル放送（注）の解除等の行為について技術的手段の回避と類似の法制を設けるべきか。）
- （注）信号に暗号処理を施した放送。暗号解除を行わない限り番組を見ることができないため、WOWOWのように一定の契約者を対象とした放送において用いられる。

<参考>日本提案の主要事項

- ・再放送権
- ・公衆への伝達権
- ・固定されていない放送の固定権
- ・複製権
- ・利用可能化権（アップロードに関する権利）
- ・技術的手段及び権利管理情報に関する法的保護（コピーガード等技術的手段の回避、電子透かし等による権利管理情報の除去又は改変を防ぐための効果的法的救済）

第7回 WIPO 著作権等常設委員会の概要について

平成14年7月2日
文化庁国際課

I. 出席者等

2002年5月13日から17日まで、ジュネーブのWIPO（世界知的所有権機関）本部において標記会合が開催された。前回会合同様、フィンランドのリエデス氏を議長に選出した後、①データベースの保護、②放送機関の保護、③その他についての議論が行われた。日本政府から中園文化庁国際著作権専門官、水谷準総務省コンテンツ流通促進室主査、佐藤透在ジュネーブ代表部一等書記官が出席した。

II. 会議の概要

1. データベースの保護

今回会合に先立ち事務局より、創作性のないデータベースの保護に関する調査レポートとして5種類のもものが配布されていた。しかしながら、これらレポートの配布が常設委員会の間際になったこともあり、ECを含む多くの国からレポートの内容につき分析作業を行う時間が十分確保できず今回検討を行うことは適切でない旨の意見が寄せられた。このため、今回会合においてはレポートについての議論は行われず、各国は配布されたレポートについて分析作業を進めた上で、次回会合において引き続き議論を行うこととなった。

2. 放送機関の保護

今回会合においては、まず事務局作成のテクニカルバックグラウンドペーパー（SCCR7/8）についての論議が行われ、そのあと保護の客体（何を保護するのか）及びその客体に付与する権利について事務局が作成したペーパー（CRP/SCCR/7/1 rev.2）に基づき議論が行われた。議論においては、ローマ条約上既に保護されている（伝統的な）放送及び有線放送（インターネット的な要素は除外）については、これを保護の客体とすることについて概ねの合意を得えたが、所謂、インターネット放送についての取り扱いについては結論が出なかった。ただし、インターネット放送のうち新条約で保護の客体となるのは、real-time streamingのみであり、固定物の利用可能化についてはこれをインターネット放送とは見なさないということが明確になった意味では若干の進歩があった。また、「放送前信号」については、複数の政府等から、必ずしも排他的権利を放送機関に付与することに拘らず、通信法制の強化等により

柔軟に対応すべきとの意見が出されたが、放送機関の NGO からは、排他的権利を付与することによる放送前信号の保護が必要であるとの意見が表明された。

3. その他

今回合会の最後に、本委員会で将来検討 (study, review) すべき事項について各国の意見が求められたが、突然の提案であったため、結論は出されず、次回合会で引き続き議論が行われることとなった。各国から提案された主な検討事項の候補は以下のとおり。

- インターネットサービスプロバイダーの法的責任
 - インターネット上の侵害にかかる準拠法
 - 著作権登録制度
 - 追求権
 - 権利の集中管理制度
 - フォークロアの保護
 - 技術的手段とデジタル著作権管理
- 等

III. 今回合会の結論等

今回合会においては以上の議論を踏まえて、以下が決定された。

- 「データベースの保護」は、次回 SCCR のアジェンダの項目になること
- 「放送機関の保護」は、次回 SCCR のアジェンダの主要項目になること
- 9月16日までに追加の提案がある国は事務局に提出のこと
- 今回 SCCR における議論及びルームドキュメント (CPR/SCCR/7/1 Rev2.) を踏まえたワーキングペーパーを事務局が議長と相談の上作成すること
- 次回 SCCR は11月4日から8日にかけて開催されること
- 次回合会と合同して「real-time streaming」と「放送」に関する技術的・法的事項を検討する情報提供のための会合を事務局がアレンジすること。

WIPO
STANDING COMMITTEE ON COPYRIGHT AND RELATED RIGHTS
Seventh Session
May 13 to 17, 2002
Protection of the Right of Broadcasting Organizations

<u>OBJECT</u>	<u>RIGHTS/RESTRICTED ACTS</u>
1) "Traditional" transmission over the air for direct reception by the general public (伝統的な無線放送)	1) Fixation (固定)
	2) Reproduction of fixations (複製)
	3) Distribution of fixations (頒布)
2) Cable originated transmission of program-carrying signals (伝統的な有線放送)	4) Decryption of encrypted broadcasts (暗号解除)
3) Pre-broadcast signals (放送前信号)	5) Rebroadcasting (再放送)
	6) Cable retransmission (有線再送信)
4) Simultaneous real-time streaming of 1) and/or 2) (放送/有線放送の同時の real-time streaming)	7) Retransmission over the Internet (インターネット再送信)
5) Internet originated real-time streaming (インターネット上の real-time streaming)	8) Making available fixed broadcasts (固定物の利用可能化)
	9) Rental of fixations (貸与)
	10) Communication to the public (in places accessible to the public) (公衆への伝達)

WIPO視聴覚的実演に関する条約（仮称）について

1. 暫定合意された条約案の主要事項

(1) 実演家の人格権の創設

- ・ 氏名表示権（実演の実演家であることを主張する権利）
- ・ 同一性保持権（実演の改変等で、自己の声望を害するものに対して異議を申し立てる権利）

(2) 実演家の財産的権利の充実

- ・ 固定されていない実演に係る固定権、放送・公衆への伝達権
- ・ 複製権
- ・ 譲渡権
- ・ 商業的貸与権
- ・ 利用可能にする権利（アップロードに関する権利）
- ・ 放送・公衆への伝達権（排他的許諾権又は報酬請求権。ただし、全部又は一部留保可能）

(3) 技術的保護手段及び権利管理情報に関する法的保護

- ・ 技術的保護手段の回避、権利管理情報の除去又は改変を防ぐための効果的法的救済

2. 主要論点：実演家の権利行使

映画、放送番組等の映像物が国際的に流通する時代において、実演家の権利行使方法に関しどのような国際的ハーモナイゼーションを確立するかについて、特に米国及びEU間において最終的な合意に至らなかったものである。

- ・ 米国：実演家が権利行使に関して締結する契約が他国においても法的効果をもたらすルールの導入を主張（ハリウッド等における映画製作の現場において、契約等により、映画に出演した実演家の権利が映画製作者に移転することとされていたところ、米国は、この権利の移転の効力が米国以外の地域においても維持されることを意図。）
- ・ EU：各国国内法において実演家の権利行使に関する規定を設けるルールを主張（EU域内において米国のような権利の移転を強行法規により認めない国があることに配慮。）

（本件については米国、EUを含め各国間において引き続き検討を行い、検討状況についてWIPO総会に報告することとなっている。）

「著作権に関する世界知的所有権機関条約」について (略称：WIPO著作権条約(WCT))

平成14年7月

1. 背景

デジタル化・ネットワーク化を始めとする情報関連技術の発達に対応し、国際的な著作権の保護の改善を目的として、1996年12月20日に世界知的所有権機関(WIPO)において採択された。

2. 条約のポイント

●インターネット時代に対応した著作権保護

- ・双方向性送信(インタラクティブ送信)に関する権利
- ・技術的保護手段の回避に関する規定
- ・権利管理情報の改変等に関する規定

●情報化社会における著作権保護の整備

- ・すべての著作物についての譲渡権
- ・コンピュータ・プログラムやデータベースの保護の確認
- ・コンピュータ・プログラム等に対する貸与権
- ・写真の保護期間の延長(他の著作物と同様50年)

3. 締結状況等

本年3月6日発効済。本年6月現在の締約国は35箇国(G8では我が国、米国のみ。なお、EUにおいては昨年6月WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約の締結のためのディレクティブが成立している。)

4. 我が国の対応状況

第147回通常国会において、「著作権に関する世界知的所有権機関条約」の締結が承認された。

「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」について (略称：WIPO実演・レコード条約 (WPPT))

平成14年7月

1. 背景

デジタル化・ネットワーク化を始めとする情報関連技術の発達に対応し、国際的な著作隣接権の保護の改善を目的として、1996年12月20日に世界知的所有権機関 (WIPO) において採択された。

2. 条約のポイント

- (1) 実演家は、その実演 (音に関する部分に限る。) に関し、実演家であることを主張する権利及び自己の声望を害するおそれのある改変に対して異議を申し立てる権利を有する (実演家人格権)。
- (2) 実演家及びレコード製作者は、レコードに固定された実演又はレコードの複製、譲渡、貸与及びインターネット上にアップロードすることを許諾する排他的権利並びに放送・有線放送等での利用に関し報酬を請求する権利をそれぞれ有する。
- (3) 固定後50年以内に発行されたレコードについて、レコード製作者の権利の保護期間を発行から50年以上とする。
- (4) コピープロテクションの回避行為等に対する法的救済を定める。

3. 締結状況等

本年5月20日発効済。本年6月現在の締約国は34箇国 (G8では、米のみ。なお、EUにおいては昨年6月WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約の締結のためのディレクティブが成立している。)

4. 我が国の対応状況

第154回通常国会において、「実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約」の締結が承認された。

7月上旬の閣議で加入書の寄託、留保宣言を決定する予定である。

W I P O 著作権条約 (WCT) 及び W I P O 実演・レコード条約 (WPPT) の締結状況
 (平成14年6月現在)
 国際課

寄託年月日* ¹	国名	W C T	W P P T
1997. 6. 5	インドネシア	①* ²	
1998. 3. 13	モルドバ	②	①
1998. 7. 15	ベラルーシ	③	②
1998. 9. 10	キルギス	④	③
1998. 10. 20	エルサルバドル	⑤	④
1998. 11. 27	ハンガリー	⑥	⑤
1999. 3. 17	パナマ	⑦	⑥
1999. 7. 19	ブルキナファソ	⑧	⑦
1999. 9. 14	米国	⑨	⑧
1999. 11. 17	メキシコ		⑨
1999. 11. 19	アルゼンチン	⑩	⑩
1999. 11. 19	スロベニア	⑪	⑪
1999. 11. 24	セントルシア	⑫	⑫
2000. 1. 14	スロバキア	⑬	⑬
2000. 3. 22	ラトビア	⑭	⑭
2000. 5. 18	メキシコ	⑮	
2000. 5. 23	コスタ・リカ	⑯	⑮
2000. 6. 6	日本	⑰	* ³
2000. 6. 21	エクアドル	⑱	⑯
2000. 7. 3	クロアチア	⑲	⑰
2000. 11. 29	コロンビア	⑳	⑱
2000. 11. 29	パラグアイ	㉑	⑳
2001. 1. 26	リトアニア		㉑
2001. 2. 1	ルーマニア	㉒	㉒
2001. 3. 29	ブルガリア	㉓	㉓
2001. 4. 11	チリ	㉔	㉔
2001. 5. 17	アルバニア		㉕
2001. 6. 18	リトアニア	㉖	
2001. 7. 4	グルジア	㉗	㉖
2001. 7. 30	ペルー	㉘	㉗
2001. 10. 10	チェコ共和国	㉙	㉘
2001. 10. 22	マリ		㉙
2001. 11. 29	ウクライナ	㉚	㉙
2001. 12. 6	ガボン共和国	㉛	㉚
2002. 1. 24	マリ	㉜	
2002. 2. 18	セネガル	㉝	㉛
2002. 2. 20	ホンジュラス	㉞	㉜
2002. 2. 25	ギニア	㉟	㉝
2002. 3. 12	ジャマイカ	㊱	㉞

- ◎ WCT、WPPTともに30ヶ国が締結した後、3ヶ月後に発効。WCTは本年3月6日発効済み、WPPTは本年5月20日発効済み。
- ◎ WCT及びWPPT両条約を同日に締結している国は、28ヶ国。(インドネシア、キルギス、メキシコ、日本、リトアニア、アルバニア、ペルー、マリを除く諸国)
- ◎ 両条約締結国の中で、メキシコ、リトアニア、マリはWPPT締結(メキシコ 1999.11.17, リトアニア 2001.1.26, マリ 2001.10.22)後、WCTを締結(メキシコ 2000.5.18, リトアニア 2001.6.18, マリ 2002.1.24)。
- ◎ 両条約締結国の中で、ペルー、キルギスはWCT締結(ペルー 2001.7.30, キルギス 1998.9.10)後、WPPTを締結(ペルー 2002.4.18, キルギス 2002.5.15)。
- ◎ WCTのみの締結国は、インドネシア、日本の2ヶ国。
- ◎ WPPTのみの締結国は、アルバニアの1ヶ国。

(注)

- *¹ : 批准書又は加入書がW I P O 事務局長に寄託された年月日。
- *² : ○内番号は各条約の締結の順番。
- *³ : WPPT締結については、2002年6月12日に国会で承認され、近く加入書をW I P O 事務局長に寄託する予定。

ヘーグ国際私法会議における「民事及び商事における国際裁判
管轄及び外国判決の効果に関する条約」草案の審議状況

- 1999年10月：特別委員会において同条約準備草案を採択
- 2000年5月：一般問題特別委員会において、同条約の採択を目的とする外交会議を二回に分け、第一回目の会議を2001年6月に、第2回目の会議を2001年末又は2002年初頭に開催して、最終的に内容を確定し、採択することを決定
- 2001年2月：ジュネーブにおいて知的所有権に関する専門家会合を開催
- 2001年2月：カナダ・オタワにおいて非公式会合を開催
(電子取引・知的所有権の観点からの問題を含めて具体的に検討)
- 2001年4月：英国・エジンバラにおいて非公式会合を開催
- 2001年6月：第1回外交会議
(コンセンサスは形成されず、今後の外交会議の開催については未定)
- 2002年5月：第一委員会を開催
(条約に関する今後の作業の進め方等についての審議)
- EU、豪、日：包括的な条約を支持
- 米：小さい条約(企業間における合意管轄及び物理的損害に係る不法行為に関する管轄に限定した条約)を支持

2002年5月の第一委員会の結果概要

- 2002年秋～：常設事務局及び非公式作業グループによる条文案準備作業(第一委員会で指摘されたコアエリア及び追加可能な事項をベースとして、再度、ドラフティングを行う。)
- 2003年前半：特別委員会を開催し、条約草案を提出
- 2003年後半：可能であれば外交会議を開催

※コアエリア：合意管轄、被告住所地管轄、応訴管轄、支店管轄、物理的損害に係る不法行為に関する管轄、信託に関する管轄及び反訴管轄をいうものとされた。

日米規制改革及び競争政策イニシアティブにおける著作権関連事項について

1. 著作権に関する米国側要望

①「一時的複製」の適切な保護

米国側は、日本の著作権法の解釈では、無許諾の「一時的複製 (temporary copy)」の保護が不十分であると主張。

→2001年12月の文化審議会著作権分科会の報告を受けて、日本政府は、いわゆる『一時的蓄積』は、経済的意義を持たない音楽CDプレーヤー内部で自動的に生じる機械的蓄積など、裁判所によって除外され得る場合を除き、『複製』となり得ると理解。

2. 著作権に関する日本側要望

①利用可能化権の明確化

米国は、WCT及びWPPTを締結しているにも関わらず、これらの条約で規定されている利用可能化権を国内法上明確に規定しておらず、両条約に違反しているおそれがある。

→米国は判例法により、著作権法106条(3)ないし(6)が利用可能化権としての効力を持つと主張。

②保護を受ける実演の対象の拡大

米国はTRIPS協定及びWPPTの加盟国であるところ、これらの条約では固定されていない実演の保護について、対象を限定していないにも関わらず、米国著作権法では、固定されていない実演の保護を「musical performance」に限定しており、両条約に違反しているおそれがある。

→WPPT上の義務は「musical performance」に限られると主張。また、「musical performance」以外についても州法や判例で保護されているとのこと。

③人格権に関する保護対象の拡大

米国はベルヌ条約及びWPPTの加盟国であるところ、これらの条約では著作者及び実演家の人格権について、対象を限定していないにも関わらず、米国著作権法106条Aでは、「視覚芸術著作物」の著作者の権利のみを認めており、両条約に違反しているおそれがある。

→米国は連邦法、州法、慣習法をあわせれば条約以上の保護が与えられていると主張。

④放送機関の権利の明確化

米国はTRIPS協定の加盟国であるところ、同協定で規定されている放送機関による固定、複製、放送等について、米国内法上明確に保護されているか不明。

→米国側は、Communications Actなどの国内法によって明確に保護されていると主張し、権利の明確化には消極的。

⑤固定されていない著作物の保護

知的交流が増大するにあたり、適切に保護することが必要。

→米国側は、そもそも条約上の義務でないこと、著作権法や不正競争防止法上保護される場合もあること、から保護には消極的。

「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する 日米両国首脳会談への第1回報告書の記述

【日本側措置】

Ⅲ. 情報技術（IT）

C. 知的所有権

1. 一時的複製

2001年12月の文化審議会著作権分科会の報告を受けて、日本政府は、いわゆる『一時的蓄積』は、経済的意義を持たない音楽CDプレーヤー内部で自動的に生じる機械的蓄積など、裁判所によって除外され得る場合を除き、『複製』となり得ると理解する。

【米側措置】

Ⅲ. 情報技術（IT）

A. 著作権保護

米国政府は、著作権の保護に関して懸念されている課題について日本政府と協議を継続するとともに、日本政府からの要望に基づき、合理的な範囲内で関連する情報を迅速に提供する。

「国際小委員会」委員名簿

	井上由里子	筑波大学助教授
	今村二郎	(社)日本レコード協会法務部国際担当部長・広報部部長代理
	上原伸一	(社)日本民間放送連盟著作権委員会著作権専門部会法制部会主査
	大山幸房	帝京科学大学名誉教授
	加藤衛	(社)日本音楽著作権協会常務理事
	久保田裕	(社)コンピュータ・ソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
	小泉直樹	上智大学教授
	児玉昭義	(社)日本映像ソフト協会専務理事・事務局長
主査	齊藤博	専修大学教授
	関口和一	(株)日本経済新聞社編集委員兼論説委員
	大楽光江	北陸大学教授
	道垣内正人	東京大学教授
主査代理	半田正夫	青山学院大学学長
	前田哲男	弁護士
	増山周	(社)日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター法務調査部部長
	山地克郎	(社)電子情報技術産業協会法務・知的財産権総合委員会委員長
	山本隆司	弁護士

(以上17名)